

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

令和4年11月16日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課
電話 043-223-4142

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

なお、条例案の公表があるまで、具体的な内容については公表できません。